

小川会計通信

1994年11月1日創刊 第138号 2010年7月号

【発行】税理士法人 小川会計 〒950-0862 新潟市東区竹尾 2-20-20
TEL: 025-271-2212 FAX: 025-271-7378

生命保険等の満期保険金等の取扱いにご注意ください

生命保険が満期を迎えて多額の満期保険金を受け取った場合、税金がどれくらいかかるのか気になるところです。この税金上の取り扱いは保険料負担者(通常契約者)と受取人の関係によって所得税(住民税含む)あるいは贈与税の取扱いとなります。

保険料負担者が受取人の場合

ご自身が保険料を負担していて満期保険金(一時金)の受取人もご自身の場合は所得税の一時所得として取り扱われます。(年金方式は雑所得となりますが今回は省略)

この場合の課税対象額は

$$\text{満期保険金等の額} - \text{支払保険料総額(剰余金等相殺後)} - \text{特別控除} 50 \text{万円} = \text{一時所得の金額}$$
$$\text{一時所得の金額} \times 1/2 = \text{課税対象額}$$

となります。例えば満期保険金 1,000 万円、保険料総額 700 万円の場合は、 $(1,000 \text{万円} - 700 \text{万円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = 125 \text{万円}$ が課税対象となり、他の給与所得などと合算されて確定申告が必要となります。

この他にもう一本満期保険がある場合はそれも合算しますが、満期保険金よりも支払保険料が多い場合はどうでしょうか。この場合のマイナス分は切り捨てではなく一時所得内で通算して計算することになります。満期保険金 200 万円、保険料総額 230 万円だと $(1,000 \text{万円} + 200 \text{万円} - 700 \text{万円} - 230 \text{万円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = 110 \text{万円}$ が課税対象となります。解約返戻金も同様の取扱いとなります。従って、多額の満期保険差益が出る年にマイナスとなる解約返戻金を充当し、保険見直しをすることも一考です。

なお、生命保険で保険期間が5年以下の一時払い養老保険など特定のものは、他の所得と分離して満期保険金受取時に保険差益の20%が源泉され、課税関係が終了します。

保険料負担者と受取人が別の場合

親が保険料を負担して受取人が子どもとなっているような場合の満期保険金は贈与税の対象となり所得税の対象となりません。この場合は、保険料負担者である親から子どもへの贈与となり満期保険金受取時に多額の贈与税が発生することがあります。

この場合の課税対象は、相続時精算課税方式を採用していない場合、満期保険金から贈与税の基礎控除 110 万円を控除した残額となります。保険料は引きません。例えば満期保険金が 1,000 万円(保険料総額 700 万円)で他に贈与がない場合は 1,000 万円 - 110 万円 = 890 万円が課税対象となり贈与税額は 231 万円にもなります。このように保険料負担者と満期保険金受取人が別の場合は多額の税負担となる場合がありますので注意が必要です。

なお、保険料負担者が誰かは事実認定となりますので、保険料相当額を毎年贈与されていて事実として子どもが保険料を負担したと認められる場合は保険料負担者が子どもとして所得税の対象となります。

いずれにしても、一度保険契約の形態がどのようになっているか確認されてはいかがでしょうか。

小川会計コラム 「未払い賞与の注意点」

1. 賞与の損金算入時期の原則

従業員に対して支払う賞与は、原則として、その支給日の属する事業年度の損金の額に算入されます。従って、決算日時点で未払いの賞与はその決算期の損金にはなりません。例外的に、一定の要件を満たしている場合には、未払いであっても賞与の損金算入が認められます。

2. 未払いの賞与の損金算入要件

次に掲げる賞与は、未払経理をすることにより、未払経理をした事業年度の損金に算入することができます。

(1) 就業規則等にて定められた支給予定日が到来している賞与(使用人に支給額が通知されているもので、かつその事業年度において損金経理しているもの)は、その支給予定日又はその通知した日のいずれか遅い日の属する事業年度

(2) 以下の要件を全て満たす賞与

その支給額を各人別に、かつ同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること

通知した金額を、通知した全ての使用人に対しその事業年度終了の日の翌日から1ヵ月以内に支払うこと

その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理していること

3. もうひとつの要件

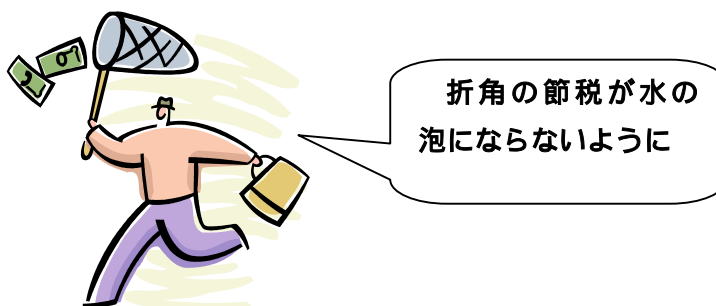
上記の未払いの賞与が例外的に損金算入できるのは、決算日時点で債務が確定しているとみなすことができるからです。

なお、賞与規定等において、「支給日に在職する使用人のみに賞与を支給する」と定めている会社では、決算日時点では最終的に支給する賞与の金額が確定していないこととなるため、未払いの賞与の全額が損金に算入されない点に注意が必要です。

4. 未払いの賞与の社会保険料

未払経理をした賞与に係る社会保険料は、賞与と同様に未払経理をした事業年度の損金にできるでしょうか？

それはできません。賞与に対する社会保険料の支払義務が確定するのは、実際に賞与の支給があった日の月末となります。



無料相続セミナーのご案内

「遺言書を残したいけど、どうしたらいいの？」

「相続の対策って何をやるの？」

とお悩みの方、当セミナーのお話を聞いてみませんか？

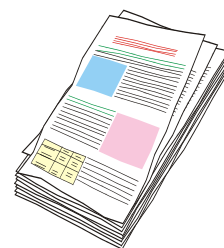
参加費は無料ですので、お気軽にお申し込みください。

日時：7月24日(土) 午後1時30分～午後5時(受付 午後1時～)

場所：NOCプラザ 103号室(新潟市東区卸新町2丁目853-3)

参加費：無料

詳しくは当社担当者までお問い合わせください。



～内容についてのご質問・ご相談はお気軽にどうぞ～

税理士法人 小川会計